

J I S 認 証 手 数 料 規 程

J C P - 6 0 3

一 般 財 団 法 人 日 本 ガ ス 機 器 検 査 協 会

- [本 部] 〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目4番10号
TEL:03-5570-5981(代) FAX:03-5570-5991
- [東京 検 査 所] 〒174-0051 東京都板橋区小豆沢4丁目1番10号
TEL:03-3960-4251(代) FAX:03-3558-3207
- [名古屋 検 査 所] 〒485-0016 愛知県小牧市間々原新田字下芳池328番地
TEL:0568-72-2361(代) FAX:0568-77-5918
- [大 阪 検 査 所] 〒532-0032 大阪府大阪市淀川区三津屋北二丁目22番62号
TEL:06-6224-4468(代) FAX:06-6300-0456

「J I S 認証手数料規程」JCP-603

1. 適用範囲

この規程は、J I S 認証制度に係る手数料について、規定する。

2. J I S 認証対象製品に対応する手数料

J I S 認証制度では、次の表に示す対象製品にそれぞれ適用する手数料を、J I S 認証手数料規程「付属書」（以下「付属書」という。）（I 1）から（I 6）に規定する。

J I S 認証対象製品	付属書	発行年月
家庭用ガス調理機器	I 1	2019. 8
家庭用ガス温水機器	I 2	2019. 8
ガス栓	I 3	2019. 4
カセットこんろ用燃料容器	I 4	H26. 4
ガス機器用迅速継手	I 5	H26. 4
ガスコード	I 6	H26.12

3. 付属書の構成

付属書の構成は、初回工場審査及び初回製品試験手数料、認証維持審査手数料、項目検査手数料、出張手数料、業務時間外の手数料及びその他の手数料からなる。

(1) 初回工場審査及び初回製品試験手数料

申請者の品質管理体制及び製品等について、初回工場審査基準又は初回製品試験基準に基づき行う試験（審査）の手数料を規定する。

(2) 認証維持審査手数料

J I S 認証を維持するかどうかを判断するために、認証維持審査基準又はフォローアップ規程に基づき行う審査の手数料を規定する。

(3) 項目検査手数料

初回製品試験等を行うにあたり、不適合事項等が発生し再検査が必要となった場合、又は該当する品目の特定の検査項目について検査が必要となった場合の検査の手数料を規定する。

(4) 出張手数料

J I S 認証業務のために出張した場合又は出張を求められた場合に必要な手数料を規定する。

(5) 業務時間外の手数料

業務時間外又は休日に、J I S 認証業務を求められた場合に必要な手数料を規定する。

(6) その他の手数料

J I S 認証の証明書の再発行、試験・検査の成績書（データを含む。）の発行を求められた場合に必要な手数料を規定する。

当該文書は2019年 8月 1日より有効である。

改訂履歴

改訂番号	改訂内容／特記事項
Rev. 0 2005.09.13	初版発行
Rev. 1 2008.10.01	大阪検査所の移転に伴い、所在地の変更を行った。
Rev. 2 2010.04.01	付属書の発行年月を記載した。
Rev. 3 2010.12.27	適用規格及び適用検査規程の改訂に伴い、次の手数料規程を見直した。 ・家庭用ガス調理機器(I 1) ・家庭用ガス温水機器(I 2)
Rev. 4 2011.04.01	一般財団法人への移行に伴う法人名の変更 (財団法人→一般財団法人) 次の付属書の認証維持審査手数料を変更した。 ・家庭用ガス調理機器(I 1) ・家庭用ガス温水機器(I 2)
Rev. 5 2014.04.01	・消費税率の変更に伴い(5%→8%)、I 1～I 5の手数料規程を変更した。 ・次の手数料規程を追加した。 ガスコード(I 6)
Rev. 6 2014.06.20	適用規格及び適用検査規程の改訂に伴い、次の手数料規程を見直した。 ・ガス栓(I 3)
Rev. 7 2014.09.01	次の手数料規程「付属書」を変更した。 ・ガス栓(I 3)
Rev. 8 2014.12.01	次の手数料規程「付属書」を変更した。 ・ガスコード(I 6)
Rev. 9 2015.03.20	次の手数料規程「付属書」を変更した。 ・家庭用ガス調理機器(I 1)
Rev. 10 2019.04.26	3. 付属書の構成(3)項目別検査手数料の記載を見直した。 次の手数料規程「付属書」を変更した。 ・ガス栓(I 3)
Rev. 11 2019.08.01	次の手数料規程「付属書」を変更した。 ・家庭用ガス調理機器(I 1) ・家庭用ガス温水機器(I 2)